

人材育成等一覧

【研修】

| 区分 | 研修名 | 目的等 | 対象者 | 実施主体 |
|------|------------------------------|---|-------------------------------------|---------------------------|
| 保健医療 | 看護師等教育研修 | ○看護職員の資質の向上を図るため、各種研修を行う。 | 保健師、助産師、看護師、准看護師 | (社)島根県看護協会(委託) |
| | 地域保健専門職員研修 | ○市町村職員をはじめとする地域保健関係職員を対象に、保健所職員等が地域の実情に即した研修を行う。 | 市町村等地域保健関係者 | 保健所 |
| | 保健師及び難病拠点・協力病院等難病患者支援医療従事者研修 | ○難病患者支援従事者に対し研修会を実施し、適切な療養生活の確保と難病患者及び家族の生活の質の向上を図る。 | 難病患者支援医療従事者 | (財)島根難病研究所(委託) |
| | 母子保健指導者研修 | ○乳幼児の健康と発育に関する正しい知識の普及により県民の不安解消と母子保健関係職員の適切な指導に向け資質向上を図る。 | 母子保健福祉医療関係従事者 | 健康推進課 |
| | 母子保健専門研修 | ○不妊対策等を推進するため、住民の身近な相談者として、また専門職としての相談及び助言指導について、母子保健従事者の資質の向上を図る。 | 市町村及び保健所保健師等 | 健康推進課 |
| | 歯周疾患予防管理研修 | ○歯周疾患と全身疾患の関わりを理解し、関係者の資質向上を図る。 | 医師、歯科医師、歯科衛生士、市町村、保健所等 | 健康推進課 (委託:(社)島根県歯科医師会) |
| | 歯科保健従事者研修 | ○乳幼児期から学童期の歯科保健対策を推進するため、歯科保健従事者へ研修を行って資質向上を図るとともに、関係機関との連携を強化する。 | 歯科医師、歯科衛生士、保育所、幼稚園、小学校、中学校、市町村、保健所等 | 健康推進課 (委託:(社)島根県歯科医師会) |
| | 市町村栄養士等食育推進研修 | ○特に専門的な知識及び技術を必要とする栄養業務や、市町村栄養業務の推進にむけた教育研修を実施する等、市町村栄養改善業務の推進を図るために、栄養士が業務を効果的に実施することができるよう、専門職員として指導に関する知識及び技術を深め、資質の向上を図る。 | 保健所栄養士、市町村栄養士等 | 健康推進課 |
| | 新任保健師等研修 | ○市町村及び県の新任保健師や栄養士等に対し、計画的な現任教育の一環として研修会を実施し、資質の向上と定着を図る。 | 市町村及び保健所新任保健師 | 健康推進課 |
| | 保健活動企画研修 | ○地域の健康問題を事業化、施策化に発展させる能力を育成する。 | 市町村及び保健所保健師・栄養士 | 健康推進課 |
| | 保健師等現任教育指導者研修 | ○新しい地域保健の課題に対応できる保健師等を養成し業務推進のための力量形成を図る。また、現任教育等の指導者としての力量形成を図る。 | 市町村及び保健所の保健師等 | 健康推進課 |
| | 調理師研修 | ○食生活改善の向上を図るため、調理の業務に従事している者を対象として、調理に携わる者として、必要な基本的な事項及び新しい健康情報の研修を行う。 | 調理師等調理業務に従事している者 | 保健所 |

| 区分 | 研修名 | 目的等 | 対象者 | 実施主体 |
|------|--|---|---|--------------------------|
| 保健医療 | 食育サポーター等育成研修 | ○食育活動を推進するため、地域における食育活動に積極的な参加・協力が得られる人材(団体)の活動支援を図る。 | 食育推進を行っている地域のリーダー等 | 保健所 |
| | がんの出前講座推進員研修会 | ○身近な地域でがんについて学べる機会を増やすため、がんに関する正しい知識を提供できる人材を育成する。 | がん検診啓発サポーター、保健師、看護師等医療関係者等 | 健康推進課 |
| | マンモグラフィー読影医師等講習会(新規・講習) | ○医師等を対象に、新規のマンモグラフィー読影医師の育成及び資格取得者対象の更新講習を開催するとともに、読影医師及び撮影技師の学習会を実施し、県全体のマンモグラフィー読影の精度向上を図る。 | 県内医師等 放射線技師等(学習会のみ) | 健康推進課 (委託先:島根県環境保健公社) |
| | 乳がん自己触診指導者養成研修会 | ○自己触診法の普及推進を行うことを目的に、乳がんの自己触診の正しい手法や乳がん検診に関して情報提供できる指導者を育成する。 | がん検診啓発サポーター 保健師・看護師等 保健師、看護師等 医療関係者等 | 健康推進課 |
| | 中央研修派遣研修 (1) 業務別研修 (2) 職種別研修 (3) 地域保健全般 | ○専門的技術・知識の習得 ○人材育成及び資質の向上 ○最新情報の取得 | 保健師・栄養士等 | 国立保健医療科学院、厚生労働省等 |
| | 島根県予防接種担当者研修会 | ○県内における予防接種事業の推進にあたり、事故等を未然に防止し、安全かつ効果的な実施を図るため、予防接種業務担当者に基礎知識及び最新情報等について研修を行う。 | 市町村、保健所、保健環境科学研究所及び関係医療機関等の予防接種業務担当者 | 薬事衛生課 |
| 保健衛生 | 新規結核担当者研修 | ○結核対策を推進していくため、結核についての知識を習得するための研修を行う。 | 保健所新規結核担当者及び希望担当者 | 薬事衛生課 |
| | 食品衛生推進員研修 | ○食品衛生の向上を図り、県民の食生活の安全を確保するため、食品衛生法第61条の規定に基づき、島根県食品衛生推進員を委嘱している。推進員が県内の食品関係事業者からの相談に応じ、また、助言その他の活動を円滑に実施するため、推進員養成講習及び推進員実務講習を行う。 | 食品等事業者の食品衛生の向上に関する自主的な活動を促進することに熱意と識見を有する者で、社会的信望のある者 | 保健所 |
| 介護 | 介護員養成研修 | [指定研修分] 各指定団体(H23実施団体見込み) 介護員基礎研修 3団体 1級課程 1団体 2級課程 22団体 ○県知事が指定した各団体が、定められたカリキュラムに従って介護保険制度下における訪問介護員を養成するための研修を行う (介護員基礎研修 500時間、 1級課程 230時間、 2級課程 130時間) | 訪問介護事業に従事することを希望する者等 | 各指定団体 |
| | 認知症介護実践研修 | ○認知症高齢者に対する介護サービスの提供については、より高度な専門性が必要なことから、高齢者介護実務者に対し、認知症高齢者に対する介護技術向上のための研修を実施する。 | 介護保険事業所の従事者 | (社福)島根県社会福祉協議会(委託) |

| 区分 | 研修名 | 目的等 | 対象者 | 実施主体 |
|----|-----------------------|--|--|--------------------------------|
| 介護 | 認知症対応型サービス事業開設者研修 | ○認知症介護に関する基本的な知識及び認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識を習得させることを目的とする。 | 指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者 | (社福)島根県社会福祉協議会(委託) |
| | 認知症対応型サービス事業管理者研修 | ○指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定認知症対応型共同生活介護事業所を管理・運営していくために必要な知識及び技術を習得することを目的とする。 | 指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者等 | (社福)島根県社会福祉協議会(委託) |
| | 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 | ○指定小規模多機能型居宅介護事業所において、利用者及び事業の特性を踏まえた小規模多機能型居宅介護事業計画を作成するためには必要な知識及び技術を習得することを目的とする。 | 指定小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者等 | (社福)島根県社会福祉協議会(委託) |
| | 認知症介護指導者養成研修 | ○認知症高齢者介護に関する専門的な知識・技術並びに高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術等を修得するための実務的研修を実施する。 | 医師、看護師、介護職員等 | 認知症介護研究・研修仙台センター(委託) |
| | 介護支援専門員実務研修 | ○介護保険制度の適切かつ円滑な運営に資するため、必要な知識、技能を有する介護支援専門員の養成を図る。 | 介護支援専門員実務研修受講試験合格者 | (社福)島根県社会福祉協議会 島根県介護支援専門員協会 |
| 児童 | 児童厚生員等研修会 | ○児童の健全育成を図る地域拠点としての役割を担う児童館、放課後児童クラブの機能が十分発揮されるよう、児童厚生員等として求められる基礎的な専門知識と指導技術の習得に重点をおき、職員資質の向上を図る。 | 児童厚生員、児童館長、放課後児童クラブ指導員ほか | 島根県児童館連絡協議会(委託) |
| | 放課後子どもプラン指導員、ボランティア研修 | ○安全指導や安全管理、居場所やクラブですぐに提供できる具体的なあそびや学びのプログラム等の実践発表や演習を通じて資質の向上を図る。 | 放課後児童クラブ指導員、放課後子ども教室安全管理員、学習アドバイザーほか | 青少年家庭課、社会教育課 |
| | 育児支援専門(保育所職員)研修 | ○子育てと就労の両立支援及び子育て相談等の育児支援を充実するため、特別保育事業等の従事者及び保育所中堅職員に対して必要な専門知識や保育技術に関する専門研修を行い、保育所における保育サービスの水準の確保や質的な向上を図る。 | 保育所職員 | 島根県福祉人材センター(委託) |
| | 保育の質の向上のための研修事業等 | ○保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士資格取得や再就職に必要な知識を習得する。 | 保育士として保育所への就職を希望する者等 | 青少年家庭課、島根県福祉人材センター(共催) |

| 区分 | 研修名 | 目的等 | 対象者 | 実施主体 |
|--------|---|---|--|--------------------|
| 児童 | 中央研修派遣研修 ○児童相談所長研修 ○児童福祉司スバーバイザーリング研修 ○児童心理司スバーバイザーリング研修 ○中堅児童福祉司・児童心理司合同研修ほか | ○児童相談所機能強化の推進及び専門的技術・知識の習得 ○人材育成及び資質の向上 ○最新情報の取得 | 児童相談所職員 (児童福祉司・児童心理司等) | 子どもの虹情報研修センター |
| | 市町村職員等専門研修会 (児童福祉司任用資格認定講習会) | ○児童福祉司資格認定のために定めた基準(児童福祉法施行規則第6条第6号の厚生労働大臣が定める講習会)に準拠した講習会を実施し、児童・家庭相談担当者の資質向上を図る。 | 市町村児童家庭相談担当職員、児童相談所職員、児童福祉施設職員等、要保護児童対策地域協議会の構成機関に所属する職員 | 青少年家庭課 |
| | 主任児童委員研修会 | ○児童虐待をはじめとした子どもを取り巻く問題について、地域住民の身近な相談窓口として支援活動を行い、児童の健全な育成環境整備を推進できるよう、主任児童委員の資質向上を図る。 | 主任児童委員 | 島根県民生児童委員協議会(委託) |
| | 子どもと家庭電話相談員研修 | ○児童や児童を養育する家庭に対する電話相談活動を適切に実施するために、相談員を対象に専門的知識・技術の向上を図る。 | 子どもと家庭電話相談室家庭支援電話相談員 | 青少年家庭課、中央児童相談所 |
| | 児童虐待対応職員資質向上研修 (児童相談所専門研修会) | ○児童虐待に関する理解と知識の習得を推進し、適切な相談・対応及び支援が行えるよう質的な向上を図る。 | 児童相談所職員、市町村職員、児童福祉施設職員等、 | 中央児童相談所 |
| | 里親研修 (基礎研修・認定前研修・更新研修) | ○改正児童福祉法により里親の新規登録や登録後5年毎の更新を行なう際に研修の受講が義務付けられ、厚生労働省令で定められた基準に準拠した研修会を実施し、里親の資質向上を図る。 | 里親登録者及び里親登録希望者 | 青少年家庭課、各児童相談所 |
| 女性 | 女性相談員・担当者専門研修 | ○女性相談業務に従事する女性相談員や相談担当者を対象に、専門的知識や技能の習得を推進し、女性相談業務の効果的な実施を図るとともに、女性相談員・担当者相互の緊密な連携を図る。 | 女性相談センター、同西部分室、児童相談所の女性相談員及び女性相談担当者、市町村の女性相談担当者及び相談員等 | 青少年家庭課、女性相談センター |
| 母子福祉 | 母子自立支援員等研修 | ○母子福祉行政を推進していく上で重要な役割を担う母子自立支援員及び母子寡婦福祉担当職員に対し、業務遂行に必要な研修を行い、その資質の向上を図るとともに、福祉事務所等における母子相談体制の充実を図り、もって母子家庭等に対する自立支援の一層の充実を図る。 | 母子自立支援員、母子寡婦福祉担当職員 | 青少年家庭課 |
| 障がい者福祉 | 相談支援従事者研修 | ○障がい者の地域生活を支援するため、個々の障がい者のニーズを把握し、サービスの利用調整等適切に対応できる相談支援従事者を養成する。 | 相談支援専門員及びサービス管理責任者になろうとする者並びに市町村相談支援担当者 | (社福)島根県社会福祉協議会(委託) |

| 区分 | 研修名 | 目的等 | 対象者 | 実施主体 |
|--------|-------------------------|---|---|--------------------|
| 障がい者福祉 | サービス管理責任者研修 | ○障害福祉サービス（日中活動系・居住系）の適切なサービス提供がなされるよう、各事業の実施に必要となる知識・技能をもつサービス管理責任者を養成する。 | 障害福祉サービス事業のサービス管理責任者として従事しようとする者（現にサービス管理責任者として従事している者を含む） | (社福)島根県社会福祉協議会（委託） |
| | 移動支援従事者養成研修 | ○障がい者の公的機関や医療機関等への移動の確保により外出を促すことで、障がい者の自立と社会参加の促進を図るために、障がい者の移動支援を行うガイドヘルパーの養成研修を行う。 (研修課程) 視覚障害者課程 全身性障害者課程 | ガイドヘルパーとして従事することを希望する者又は従事する者 | (社福)島根県社会福祉協議会（委託） |
| | 行動援護従事者養成研修 | ○知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であつて常時介護を要する者につき、当該障がい者等が行動の際に生じうる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等に関する知識及び技術を習得するための研修を行う。 | 行動援護サービス提供者として従事することを希望する者又は従事する者 | (社福)島根県社会福祉協議会（委託） |
| | 重度訪問介護従事者養成研修 | ○重度の肢体不自由児（者）であつて常時介護を要する障がい者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関する知識及び技術を習得するための研修を行う。 | 重度訪問介護サービス提供者として従事することを希望する者又は従事する者 | (社福)島根県社会福祉協議会（委託） |
| | 居宅介護従事者フォローアップ研修 | ○障がい児者に対するホームヘルプサービスについては、訪問介護としての側面のほか、障がいに関する知識や自立支援・社会参加の視点等を踏まえた障がい固有の対応が必要であることから、様々な障がい者のニーズに的確に対応できるホームヘルパーの確保を図るための専門研修を行う。 | 障害者ホームヘルプサービス事業に従事する者又はその予定者であつて、居宅介護従事者養成研修又は訪問介護員従業者養成研修修了者 | (社福)島根県社会福祉協議会（委託） |
| | 地域移行推進員研修会 | ○精神障がい者地域生活移行支援事業における退院支援事業において、対象者の地域移行への支援が円滑に行えるよう、支援者である地域移行推進員のスキルアップを目的に専門研修を行う。 | 精神障がい者退院支援事業受託事業所の地域移行推進員等 | 障がい福祉課 |
| | 精神障がい者アウトリーチ推進事業研修 | ○精神科医療未受診者や治療中断者等に対し、多職種による訪問指導について学ぶ。 | 精神科医療機関 福祉サービス事業所 市町村 保健所等 | 障がい福祉課 |
| 第三者評価 | 福祉サービス第三者評価調査者養成研修・継続研修 | ○福祉サービスの質の向上を図ることを目的に、評価機関（知事が認証）において実施する第三者評価の評価調査者を養成するため、評価制度・評価方法等の研修を行う。 ・資格取得を目的とする「養成研修」・資格取得者の質の向上を目的とする「継続研修」 | 第三者評価機関の調査者の資格取得を希望する者、評価調査者 | (社福)島根県社会福祉協議会（委託） |